

令和5年度第1回山口県教科用図書選定審議会議事録

日 時 令和5年4月27日（木）

午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 県庁4階 共用第2会議室

発言者	内 容
事務局 審議監 各委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和5年度第1回山口県教科用図書選定審議会」を始める。 ・県教育委員会挨拶（中村審議監） ◆各委員 自己紹介 ・委員の任命について ・本日の会議について ・配付資料について ・旅費等について
課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校用教科用図書の採択の仕組みについて ・教科用図書選定審議会所掌事務について ・教科用図書採択関係法令及び山口県教育委員会規則について
事務局 各委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・説明について質問はないか。 ◆（特に意見なし） ・山口県教科用図書選定審議会規則第3条によって、本会の会長・副会長の選出に移る。御意見を伺いたい。
各委員 事務局 課 長	<ul style="list-style-type: none"> ◆（特に意見なし） ・事務局案を示してよろしいか。 ・事務局としては、会長を山口大学教育学部副学部長の野村厚志委員に、副会長をやまぐち総合教育支援センター教育支援部長の山口一成委員にお願いしたいと考えている。
事務局 各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局案で承認いただけるか。 ◆拍手により承認 ○会長、副会長、席の移動（前の席へ）
会 長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ◆会長挨拶 ・職務代理者について
会 長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ◆周南市教育委員会の厚東和彦教育長を指名する。 ・ここで、山口県教育委員会より教科用図書選定審議会に対して諮問を行う。
会 長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ◆受領 ・野村会長に対する司会・進行のお願い
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ただ今から審議に入る。まず、本審議会への諮問内容について、事務局から説明願いたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・選定審議会への諮問内容について説明 1 義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択の基準について 2 採択関係者に提示する令和6年度使用教科用図書の選定に必要な資料について
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ◆諮問内容と本日の審議会の審議内容について何か質問はないか。

- 各委員
事務局
- ◆（特に意見なし）
 - ・来年度の教科用図書の見本本と一般図書を展示しているので、休憩中に御覧いただきたい。
- 会 長
- ◆今年度の「採択の基準」や「選定資料」について、事務局から素案を説明願いたい。
- 事務局
- ◎事務局から資料配付
 - ・「義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択の基準及び選定に必要な資料について」、「令和6年度使用小学校用教科用図書選定資料（素案）」、及び「令和6年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）選定資料（素案）」について各資料を使って説明
- 会 長
- ◆素案について項目を区切って審議していく。
 - まず、素案のⅠの1「義務教育諸学校の教科用図書（一般図書（特別支援学校・学級用）を除く）の採択について」の項目で質問はないか。
- 委 員
- ◆中学校用教科用図書について。無償措置法施行規則の6条各号に掲げる場合を除いてというときは、発行中止、採択地区の変更。もしそういった事態になった場合、採択をし直す手続きを踏むということに理解してよろしいか。
- 事務局
- ・採択し直すということになる。
- 会 長
- ◆私から確認。Ⅰの1の（2）中学校用教科用図書にある令和3年度と同一の教科書を採択と書いてあるが、これはどういうことか。
- 事務局
- ・通常、教科書の採択は、4年間の間隔で行われている、資料①の2ページに表がある。表の中の2023年のところに三角の印をつけている。その三角印が採択の年を表している。ここで一度採択されたら、次の採択替えまでは同じ教科書を採択するということになっているという意味である。
- 会 長
- ◆次は、Ⅰの2「一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について」質問、意見はないか。
- 委 員
- ◆一般図書の場合、絵本などを採択する教科書として申請があると思う。
 - （1）のアの（ア）や（イ）に、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切なものであることや、検定済みの教科用図書とか文科省の著作教科書と絵本などとの関連性を考慮する、中学校の場合は、ウにあるように小学校との関連性を十分に考慮することとある。基本的に、今のようなことを十分に踏まえた上で調査研究して出されてきていると思うが、そのあたりのところは徹底されていると理解してよいか。
- 事務局
- ・よい。
- 会 長
- ◆Ⅰの3「教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について」この中で質問や意見はないか。
- 委 員
- ◆（特に意見なし）
- 会 長
- ◆Ⅱの（1）「小学校用教科用図書採択における選定資料」について何か質問、意見はないか。
- 委 員
- ◆教科書を見たが、デジタル化も進んできて、QRコードを読み取って動画が流れたり、音が出たりする等、機能として入ってきている。それらは選定資料の観点としては入ってこないのか。以前は、（選定資料が）この様式だった

- かもしれないが、教科書が様変わりしてきている。新たな技術が入っている教科書として、選定資料の中にそのあたりの基準は入ってこないのか。
- 事務局
 委員
 事務局
 委員
 事務局
 委員
 会長
 事務局
 会長
 委員
 会長
 委員
 会長
 事務局
 会長
 委員
- ・教科書のQRコードについて。教科書をこれから調査研究等していく中で、QRコードの中の動画についても大事になるが、あくまで子どもたちが学ぶ上での補助資料である。教科書の内容についてしっかり見ていただくということで、項目をそのように示している。
 - ◆事務局の説明について。QRコードで動画等を見ることができるのは、あくまでも補助資料ということで、教科書の選定基準に合致しないような表現で受け止めたのだが。QRコードを外した教科書だけで判断するというように理解するのか。QRコードを含めて教科書だから、動画や補助的な資料も含めて、判断の対象にするのか。
 - ・文部科学省に確認して、今の回答に至っている。QRコードについて、外して考えるのではなく、それを含めて検討していただく内容となる。それだけを取り上げるという意味ではないと理解してほしい。
 - ◆QRコードについても選定作業の中で見ていくということになるのか。
 - ・含めてということである。
 - ◆それでは、ウのところの巻末の資料とあるが、表現を変えたらどうか。ウの「使用上の便宜」というところの最初の○のところ、巻末の資料などとあるのだが、QRコードも入れるという表現にしてはどうか。
 - ◆3名の方の御意見を頂いた。確認だが、事務局案としては選定資料にQRコードのことなどを書くとする、どこの項目に入れると想定していたのか。
 - ・エの部分である。
 - ◆エの「その他」の中で、教科書はQRコードがあって、映像とかそういったものが特徴的だと調査員が調べ、調査研究されて書かれるということ想定されていた。今の提案は、ウのところ具体的に書き込んだらどうかという提案でよろしいか。
 - ◆そうである。
 - ◆事務局としてはエと考えていた。委員がウの方がよいと考えるのはなぜか。
 - ◆はっきりと分かった方が評価しやすいと思ったからである。
 - ◆分かった。事務局としてはいかがか。
 - ・検討する。
 - ◆この場では決めずに、検討されて、次回に示すことになる。
 - ◆参考資料Bの⑨、令和2年度小学校選定資料。例えば11ページの小学校社会科。3年から6年使用というところ。4のその他の顕著な特徴のところ、URL、QRコードをもとに学習における情報ウェブサイト検索ができる等工夫されていると記述がある。選定資料を作成するにあたっての素案には、QRコードと書くことに引張られすぎるのかもしれないと思う。その観点で最終的に記載されるのであれば、ここに巻末資料やQRコード等と具体的なことは書かずに、調査研究される方が、その他等にその観点を入れて示していただけるのであれば、学校や各市教委の方も選定するにあたって役立てられるのではないかと思う。

- 委員 ◆当時の教科書のQRコードの数は、教科書によってまちまち。あつたりなかつたりというようなことで、エのその他の顕著なところで取り上げられたと思うが、今、ほとんどの教科書でQRコードがついたり増えたりしている。文字としてはめ込むのは別としても、今回いただいている②の選定資料と前回の選定資料の内容がイコールになっているので、ここの見直しをしていかないと、教科書の進化についていけなくなるのではないかと。事務局でも検討した方がよいのではないかと。
- 会長 ◆事務局の方で検討され、調査委員会の方に調査をお願いするときに示すものなので、その時点までに御検討することによろしいかと。
- 事務局 ・選定委員会は明日である。はっきりさせて明日を迎えないと、御了承いただく機会がなくなる。今回の教科書については全部の教科書発行者にQRコードがついている。この選定資料をもって特徴を見つけていく調査員会の作業となるが、その際、全ての教科書発行者にQRコードがあるときには、それが特徴といえるかということになる。すると、QRコードの中身を見ていかなくてはならない。そうすると、かなり調査が大変になる。現実的な調査が難しいところが出てくるのではないかとこの気がする。それを踏まえて、それでもしっかり調査していく必要があるということであれば、どこかの項目に入れて調査する必要があるかなと思う。しなくてはいけないと思うが、現実等考えると、若干難しいところもあると思う。それも含めて御意見を願う。
- 委員 ◆今のことを言われると、どなたも発言しにくくなり、事務局に任せるということになると思う。QRコードの中身を含めて教科書かと質問したのは、教科書の採択に向けて調査研究されるにあたって、教科書を全部読み、QRコードの中身が含まれれば、当然、それを見るべきであるというのが、筋論としてはそうであると思ったからである。それに携わる調査員の御苦勞を考えるとそこまでやるかという話になってくると思う。そこで、間を取り、例えば、いくつかの同じような単元の中にあるQRコードをみんなで見て、特徴的なものを示すということはある程度できるのではないかとこの中にあるどこかの項目に示すというのは、今日の明日では難しいかもしれない。これについては明日、調査研究員の方々に口頭で説明していただき、来年度の中学校の採択に向けては、ここの見直しは当然必要になってくると思うが、明日に向けては、そういった感覚で皆さんがよければ、その形で進めていただきたい。同じような単元のQRコードのところをいくつかピックアップして調査研究員の方にしっかり見ていただき、特徴としてまとめていただく案ではどうか。
- 会長 ◆確認である。今、おっしゃったのは、現実的には難しいので、今回は、調査員の方には、口頭でこのような議論もありましたと伝えていただく。調査員の方は、エに特徴的なものがあつたら書いていただくという提案か。
- 委員 ◆そこは、事務局の方で整理してもらえればよいと思う。
- 会長 ◆私の方から。ウの使用上の便宜は、目次とかアクセスしやすさということを言っている。内容について言っているというわけではない。QRコードについては、どこの教科書発行者も付いていて、アクセスしやすいようにそろえて

	いるということの確認されているということでしょうか。
委員	◆今の方向でよい。選定資料は、調査員が分析するときには図説の数等、カウントされるものだと思うのだが、この3ページの横長のところで、教科分野の特色で、資料等のところに、写真、年表、地図、文献、統計資料等となっている。これが、資料が豊富かどうかというのを測る基準になると思う。ここに例えば全ての教科書にQRコードがあるといっても、取り上げ方や頻度が教科書発行者によって違う。調査員が調査するときにはカウントして、もし違いが分かるような形で示すことができると、特にこの教科書は、五感に訴えるような資料が豊富にあるということが見え、よりデジタル化に対応した教科書であるということが分かると思う。
事務局	・同じような単元を取り上げて、QRコードの内容も比較しながら記述することは可能であると思う。その場合、エの「その他」の項目にある、「その他の顕著な特徴」のところに代入。今回は、そうさせていただきたい。併せて、補助資料の中で、QRコードの数や取り上げ方等で、数量的に顕著な差が出るものであれば、教科によると思うが、項目に付け加えるように伝えることを考えていきたい。
会長	◆確認である。今、言われたことは、様式2を何か変えるということか。何パーセントとか代入ということか。
事務局	・様式2の「教科・分野の特色」の中に、教科によるが、例えばQRコードを取り上げることが可能であると思う。
会長	◆それは、事務局の方で書き入れるのか。
事務局	・例示ということで一つ入れるということもある。この調査研究に係る調査委員の方への説明の中で、本日このような御意見をいただいているということで、一つ加えていってはいかがか。必ずそうなるわけではなく、部会によるが、そのような御意見は伝えていきたい。
会長	◆分かった。具体的な提案をいただいた。委員の方、いかがか。
委員	◆（特に意見なし）
会長	◆では、IIの2「一般図書（特別支援学校・学級用）の採択における選定資料」に関して意見、質問はないか。
委員	◆（特に意見なし）
会長	◆意見がないようなら、事務局の素案をもとに、本日の審議内容をもとに「採択の基準及び選定に必要な資料について」の原案を作成を依頼することによってよろしいか。
各委員	◆拍手により承認
会長	◆資料1の7ページ「山口県教科用図書選定審議会規則」第6条で述べている「研究調査員」及び「研究調査員会」について事務局から説明願いたい。
事務局	・研究調査員会及び研究調査員の説明
会長	◆研究調査員及び研究調査員会について質問はないか。
各委員	◆（特に意見なし）
会長	◆事務局により示された案に従い、研究調査を行ってよろしいか。
各委員	◆拍手により了承

会 長	◆事務局案に従い、研究調査をお願いしたい。4月28日と5月9日に計画されている研究調査委員会の運営については、事務局をお願いする。 最後に今後の日程について事務局から説明してもらいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回選定審議会は、5月15日（月）に午前10時から県庁4階第3会議室で開催する。また、第2回の審議会で検討したものをもって、5月23日（火）に、野村会長から、山口県教育委員会に対して答申がなされる予定である。 ・今後の日程についてもお願いしたい。都合の悪い場合は、事務局まで連絡をお願いする。
会 長 事務局 課 長	<ul style="list-style-type: none"> ◆審議をいただき感謝する。進行を事務局にお返しする。 ・閉会行事を行う。 ・県教育委員会挨拶（山本義務教育課長）